

開発に伴う工事完了検査(道路)について

【検査日時の(仮)予約】

- 道路の完了検査は、建設局道路管理課、道路計画課、所管の建設事務所の3課で検査を行います。
道路管理課・・・帰属対象となる用地の辺長や境界プレート等の検査
道路計画課・・・新たに公道となる構造物の検査
所管の建設事務所・・・新たに公道となる構造物の検査
道路法24条及び32条における検査
- 完了検査は都市局都市計画課からの工事完了検査依頼書に基づき実施しますので、検査予定日は、都市計画課への完了届提出予定日から概ね1週間後を目安に、設定してください。なお、都市計画課の完了届受理日と、完了検査予定日時に乖離がある場合、検査日時を変更する場合があります。
- 完了検査日時の予約は、時間的余裕を持って(開発工事の完了する**1ヶ月前**を目安に)本課と調整して下さい。

【提出書類一覧表】

※下記1～12の書類を**完了検査日の1週間前まで**を目安に道路計画課に提出してください。

		原本	コピー	押印
1	公図(公衆用道路として分筆されたもの) (開発事業区域を赤枠で表示してください)	○	○	
2	地積測量図(公衆用道路として分筆されたもの)	○	○	
3	登記嘱託書(様式道計第6-1号、第6-2号)	○	○	
4	登記原因証明情報兼所有権移転登記承諾書(様式道計第7-1号、第7-2号)	○	○	要
5	印鑑証明書	○	○	(土地所有者の実印)
6	資格証明書(事業主が法人の場合)	○	○	
7	土地登記簿謄本 (地目を“公衆用道路”に変更し、抵当権や地役権等の権利を抹消したもの)	○	○	
8	舗装沈下等対応誓約書(様式道計第8号)	○		要 (申請者の印)
9	完成検査工事写真	○		
10	境界プレート写真	○(2部)		
11	道路台帳平面図A4折り(現地検査用)(※)	○(2部)		

(※)完了検査合格後、道路引継ぎのための**最終提出用**として電子データ(1部)及び道路台帳図(3部)を道路管理課台帳係へ直接提出してください。

【提出書類に関する注意事項】

- 1～7の提出書類の作成・発行日は、完了検査予定日直近としてください。
- 上記書類は、登記情報サービスにより取得した書類は受付できません。
- 完了検査工事写真は**提出写真作成要領**を参考に作成してください。
- 境界プレート写真は、プレートの遠景、近景が明確に分かるようにしてください。
- 道路台帳図は下記を参照の上、道路管理課台帳担当と協議し作成してください。**

道路台帳図の作成

- | | |
|-----------|--|
| ①位置図 | ⑦道路用地求積図 |
| ②路線図兼図郭割図 | ⑧地下埋設物台帳平面図(台帳主管課から指示があった場合のみ) |
| ③多角点網図 | ⑨横断面図 |
| ④道路台帳平面図 | ⑩縦断面図(勾配8%以上の路線) |
| ⑤地番図 | ⑪その他必要な事項 |
| ⑥道路敷地構成図 | ※詳しくは「 道路の引継ぎに関する要綱 」をご参照ください。 |

【完了検査後の手続きについて】

- 新設道路の路線名称決定については、道路管理課と協議してください。
- 検査対象となる道路は、完了検査後も道路法上の道路(公道)となるまで開発事業者が管理することとなります。完了検査後の道路法上の手続きに関しては、道路管理課へお問い合わせ下さい。
- 開発工事に伴い、照明灯を新設または移設した際は、道路工務課または所管の建設事務所と協議の上、引継ぎの手続きを行ってください。